

議案第四十三号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例

第一条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区
条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の下に「、栄
養教諭」を加え、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

第二条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一
部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の下に「、栄
養教諭」を加え、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

第三条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十九年杉並区
条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改め、「養護教諭」の下に「、養護教諭」を加え、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校の職の設置に伴い、学校教育職員の定義を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する
 条例新旧対照表

第一条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

の一部改正）

新 条 例

（職員の定義）

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外のものをいう。

旧 条 例

（職員の定義）

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、
 、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外の者をいう。

第二条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例

（職員の定義）

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外のものをいう。

旧 条 例

（職員の定義）

第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、、教諭、養護教諭、、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外の者をいう。

第三条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の教頭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条第一号に規定する職員以外の者をいう。</p>